

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案 新旧対照条文目次

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）	（抄）	．．．．．	（附則第十三条関係）	1
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）	（抄）	．．．．．	（附則第十七条関係）	13
勤労者財産形成促進法（昭和三十九年法律第九十二号）	（抄）	．．．．．	（附則第十九条関係）	25
地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十三条関係）	30
労働金庫法（昭和三十八年法律第二百二十七号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十五条関係）	32
国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十六条関係）	34
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十七条関係）	35
職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十七条関係）	36
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十八条関係）	37
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十九条関係）	38
雇用対策法（昭和三十九年法律第百三十二号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十九条関係）	40
勤労青少年福祉法（昭和三十五年法律第九十八号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十九条関係）	41
港湾労働法（昭和三十二年法律第四十号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十九条関係）	42
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）	（抄）	．．．．．	（附則第二十九条関係）	43
印紙税法（昭和三十二年法律第二十三号）	（抄）	．．．．．	（附則第三十条関係）	44
住民基本台帳法（昭和三十二年法律第八十一号）	（抄）	．．．．．	（附則第三十一条関係）	45
社会保険労務士法（昭和三十九年法律第八十九号）	（抄）	．．．．．	（附則第三十二条関係）	46
高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和三十九年法律第六十八号）	（抄）	．．．．．	（附則第三十三条関係）	47

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）	．．．．．	（附則第三十四条関係）	48
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）	．．．．．	（附則第三十五条関係）	50
地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（抄）	．．．．．	（附則第三十六条関係）	52
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 （平成三年法律第五十七号）（抄）	．．．．．	（附則第三十七条関係）	55
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	．．．．．	（附則第三十八条関係）	56
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）	．．．．．	（附則第三十九条関係）	57
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	．．．．．	（附則第四十条関係）	59
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第三十号）（抄）	．．．．．	（附則第四十一条関係）	61
雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	（附則第四十二条関係）	62

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案
新旧対照条文

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（抄）
（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法</p> <p>目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 運営委員会（第十一条―第十三条） 第四章 業務等（第十四条―第十七条） 第五章 雑則（第十八条―第二十五条） 第六章 罰則（第二十六条―第二十八条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政</p>	<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法</p> <p>目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条―第十四条） 第四章 雑則（第十五条―第二十一条） 第五章 罰則（第二十二条―第二十四条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政</p>

法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項、第三条第六項及び第四条第四項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十二年法律第 号）附則第三条第一項及び第二項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 (略)

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4 機構は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その

法人高齢・障害者雇用支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項、第三条第六項及び第四条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 (略)

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出

出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十一条 機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画

三 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十二条 運営委員会は、運営委員十三人以内をもって組織する。

(運営委員)

第十三条 運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

資額により資本金を増加するものとする。

2| 前項の運営委員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3| 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4| 第十条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 一六 (略)

七| 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八| (略)

2 前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3| 機構は、第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設(同号に規定

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 一六 (略)

七| (略)

2 前項第一号から第四号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

する宿泊施設を除く。)を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4 第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

(業務の委託)

第十五条 (略)

(区分経理)

第十六条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務
- 二 第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 三 第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 四 職業能力開発業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十七条 機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次期中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計

(業務の委託)

第十二条 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務
- 二 第十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 三 第十一条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次期中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項

画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6（略）

第五章 雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2（略）

（報告及び検査）

第十九条（略）

（連絡等）

第二十条 機構は、その業務の運営については、都道府県労働局、

公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3 機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努

後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項に規定する業務の財源に充てることことができる。

2～6（略）

第四章 雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十五条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2（略）

（報告及び検査）

第十六条（略）

めなければならない。

4 機構は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、協議会の開催等により、労働者を代表する者、事業主を代表する者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

(職業能力開発業務に係る都道府県知事の要請等)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があると認めるときは、機構に対して、職業能力開発促進センター等の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができる。

(協議)

第二十二条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第一項(金融機関に委託する場合に限る。)の認可をしようとするとき。

二 第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2 厚生労働大臣は、第十四条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 (略)

(職業能力開発促進法の適用の特例等)

第二十四条 機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条

(財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第一項(金融機関に委託する場合に限る。)の認可をしようとするとき。

二 第十四条第一項の承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 (略)

(職業能力開発促進法の適用の特例)

第十九条 機構が行う第十一条第一項第五号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第二項及び

の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2 機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第二十五条（略）

第六章 罰則

第二十六条（略）

第二十七条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

三 第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第四項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第二十条（略）

第二十一条 削除

第五章 罰則

第二十二条（略）

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

三 第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十四条第一項及び第三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

2 機構は、第十四条第一項及び第三項並びに前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

3 機構は、第十四条第一項及び第三項並びに前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当分の間、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(以下この条において「廃止法」という。)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第二条の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。)附則第十一条第一項に規定する業務(同項に規定する宿舍(以下この号において「宿舍」という。)(譲渡又は廃止に係るものに限る。))、同条第二項に規定する業務(宿舍に係るものに限る。))及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務が終了するまでの間、廃止法附則第三十七条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)附則第三条及び廃止法附則第三十八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第三条に規定する業務を行うこと。

三 当分の間、廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開

附 則

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十一条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

2 機構は、第十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及

発機構法第十一条第一項第七号に掲げる業務のうち事業主その他のものの行う職業訓練の援助に係るもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うこと。

4 | 機構は、第七項の規定により宿舍等勘定（第八項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定による勘定のうち宿舍等業務（前項第一号及び第二号に掲げる業務をいう。第七項において同じ。）に係るものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する廃止法附則第二条第一項の規定により機構が承継した資産のうち廃止法附則第三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの（第六項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。第六項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行つた当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

5 | 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

6 | 機構が第四項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る廃止法附則第三条第一項第二号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

7 | 機構は、宿舍等業務を終えたときは、宿舍等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

「第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、同条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。」とあるのは「という。」並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同

条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二條第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四條第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八條第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第一節 総則（第五十六条―第五十九条の二） 第二節～第四節（略） 第五節 雑則（第七十八条の二―第八十二条） 第七章・第八章（略） 第九章 罰則（第八十八条―第九十二条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その抛出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とする。</p> <p>（報告等） 第三十八条 機構は、第七十条第一項に規定する業務（以下「退職金共済業務」という。）の執行に必要な限度において、退職金共済契約の共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。</p> <p>（特定業種の指定） 第四十条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第一節 総則（第五十六条―第五十九条） 第二節～第四節（略） 第五節 雑則（第七十九条―第八十二条） 第七章・第八章（略） 第九章 罰則（第八十八条―第九十一条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その抛出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（報告等） 第三十八条 機構は、業務の執行に必要な限度において、退職金共済契約の共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。</p> <p>（特定業種の指定） 第四十条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務が行</p>

務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(被共済者に関する経過措置)

第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとするができる。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。

(従前の積立事業についての取扱い)

第五十三条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の規定による募集に及び、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定

われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(被共済者に関する経過措置)

第五十二条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとすることができる。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間内は被共済者とならないものとする。

(従前の積立事業についての取扱い)

第五十三条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十三条第五項の規定による募集に及び、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号に掲げる業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金

める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月を超えるときは、七十二月）を超えることができない。

（機構の目的）

第五十八条 機構は、この法律の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

（資本金）

第五十九条の二 機構の資本金は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十二年法律第 号）附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、第七十条第二項に規定する業務に関して必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（理事長及び理事の義務）

第六十三条 理事長及び理事は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月を超えるときは、七十二月）を超えることができない。

（機構の目的）

第五十八条 機構は、この法律の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。

（理事長及び理事の義務）

第六十三条 理事長及び理事は、業務上の余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第六十四条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する契約を機構に締結させること。

二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を機構に取得させ、又は退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(運営委員会の設置及び権限)

第六十七条 機構に、退職金共済業務のうち特定業種ごとに行われるもの(以下「特定業種退職金共済業務」という。)の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

2 (略)

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の退職金共済業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員)

第六十九条 運営委員は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者(当該共済契約者が法人であるときは、その代表者)及び機構の退職金共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2・3 (略)

(業務の範囲)

(理事長及び理事の禁止行為)

第六十四条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、業務上の余裕金の運用に関する契約を機構に締結させること。

二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を機構に取得させ、又は業務上の余裕金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(運営委員会の設置及び権限)

第六十七条 機構に、その業務のうち特定業種ごとに行われるもの(以下「特定業種退職金共済業務」という。)の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

2 (略)

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員)

第六十九条 運営委員は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者(当該共済契約者が法人であるときは、その代表者)及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2・3 (略)

(業務の範囲)

第七十条 (略)

2 機構は、前項に規定する業務のほか、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、退職金共済業務(事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第七十条第二項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第七十八条の二第一項及び第九十条において「財形受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十三条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十条第一項第一号に掲げる業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者(当該中小企業者が法人であるときは、その代表者)及び当該特定業種に係る機構の退職金共済業務の適正な運営に必要な学識経験

第七十条 (略)

(業務の委託)

第七十二条 機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務(事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十三条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者(当該中小企業者が法人であるときは、その代表者)及び当該特定業種に係る機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

を有する者のうちから厚生労働大臣が任命した委員（次項において「準備委員」という。）並びに理事長をもつて組織する。

3 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第七十一条第二項の認可を受けなければならない。

4 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の年度計画を変更しなければならない。

5 (略)

6 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始の認可を申請しなければならない。

7 (略)

8 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(区分経理)

第七十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに（第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに）経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 一般の中小企業退職金共済業務（退職金共済業務のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。）及びこれに附帯する業務

二 (略)

三 第七十条第二項に規定する業務

2 (略)

のうちから厚生労働大臣が任命した委員（次項において「準備委員」という。）並びに理事長をもつて組織する。

3 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第七十一条第二項の認可を受けなければならない。

4 機構は、準備委員会の議を経て、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の年度計画を変更しなければならない。

5 (略)

6 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務の開始の認可を申請しなければならない。

7 (略)

8 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第七十条第一号に掲げる業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(区分経理)

第七十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに（第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに）経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 一般の中小企業退職金共済業務（機構の業務のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。）及びこれに附帯する業務

二 (略)

2 (略)

(借入金及び財形住宅債券)

- 第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。
- 2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3| 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 4| 第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5| 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6| 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに關する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。
- 7| 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に關する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
- 8| 前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、財形住宅債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十五条の三 機構は、毎事業年度、長期借入金及び財形住宅債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(特別財産)

第七十六条 機構は、特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、これを他の財産と区分し、機構の退職金共済業務に係る事業で当該特定業種に係るものの健全な発展に資するように、管理し、及び運用しなければならぬ。

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一・二 (略)

三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）

四 (略)

五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四

(特別財産)

第七十六条 機構は、特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、これを他の財産と区分し、機構の事業で当該特定業種に係るものの健全な発展に資するように、管理し、及び運用しなければならない。

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一・二 (略)

三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）

四 (略)

五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号（同

十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六（略）

2（略）

3 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4 機構の退職金共済業務については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2・3（略）

第五節 雑則

（報告及び検査）

第七十八条の二 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、財形受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、財形受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六（略）

2（略）

3 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4 機構については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第七十八条 機構は、業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2・3（略）

第五節 雑則

られたものと解釈してはならない。

(協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一・二 (略)

三 第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)

2 厚生労働大臣は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第九十条 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財形受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十七条第一項の規定に違反して退職金共済業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

(財務大臣との協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一・二 (略)

三 (略)

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十七条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(業務の特例)

第二条 機構は、第七十条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、勤労者財産形成促進法附則第二条に規定する業務を行うこと。

二 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(以下この項において「廃止法」という。)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)附則第四号第二項第四号及び第八号に掲げる業務を行うこと。

三 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一号第三項第一号に掲げる業務のうち廃止法附則第十九条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三に規定する業務(同条の規定に基づき行われる貸付けであつて、機構が平成二十三年四月一日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。)が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うこと。

四 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務を行うこと。
前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第五十九条の二第二項中「第七十条第二項」とあるのは「第七十条第二項及び附則第二条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十二条第二項中「の一部」とあるのは「及び附則第二条第一項に規定する業務(同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)附

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。)の一部」と、第七十四條第一項中「次に掲げる業務ごとに」とあるのは「次に掲げる業務ごと」と、「に係る業務ごと(に)」とあるのは「に係る業務ごと)及び附則第二条第一項第四号に掲げる業務について」と、同項第三号中「業務」とあるのは「業務及び附則第二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第七十五條第一項中「第七十條」とあるのは「第七十條及び附則第二条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第一項」と、第七十五條の二第一項中「第七十條第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「第七十條第二項第一号」とあるのは「第七十條第二項第一号並びに附則第二条第一項第一号及び第三号」と、第七十九條第一項第二号中「第七十五條第三項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五條第三項」と、同項第三号中「第七十二條第二項、第七十五條の二第一項、第三項若しくは第六項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十二條第二項若しくは第七十五條の二第一項若しくは第三項、第七十五條の二第六項」と、同項第四号中「第七十五條第一項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第七十五條第一項」と、第九十二條第二号中「第七十條」とあるのは「第七十條及び附則第二条第一項」とする。

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）
（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の行う勤労者財産形成持家融資） 第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>（以下「機構」という。）に、<u>事業主</u>、<u>事業主</u>で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「<u>事業主団体</u>」という。）又は勤労者（<u>国家公務員及び地方公務員</u>（以下「<u>公務員</u>」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、<u>事業主</u>にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、<u>事業主団体</u>にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「<u>住宅資金</u>」<u>と総称する。</u>）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「<u>貸付限度額</u>」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。</p> <p>2 5 4 （略）</p>	<p>（機構の行う勤労者財産形成持家融資） 第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>（以下「<u>機構</u>」という。）に、<u>事業主</u>、<u>事業主</u>で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「<u>事業主団体</u>」という。）又は勤労者（<u>国家公務員及び地方公務員</u>（以下「<u>公務員</u>」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、<u>事業主</u>にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、<u>事業主団体</u>にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「<u>住宅資金</u>」<u>と総称する。</u>）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「<u>貸付限度額</u>」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。</p> <p>2 5 4 （略）</p>

(機構の行う教育融資)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に、次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

- 一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。）自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）
- 二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金
- 三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

(勤労者財産形成持家融資の原資)

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項の規定に基づく長期借入金^{の額}、同項の規定に基づく財形住宅債券の発行額（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十二年法律第 号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、中小企

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金^{の額}、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促

業退職金共済法第七十五条の二第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（資金の調達）
第十二条（略）

3 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構は、中小企業退職金共済法又は独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

（特別の法人の借入金に関する特例）

進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（資金の調達）
第十二条（略）

3 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員（第九条第一項の政令で定める要件を満たす者に限る。次項において同じ。）に住宅資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。

3 (略)

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項又は第十条の三の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満たす者

二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 (略)

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家

公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二項に規定する連合会役員並びに同法第二百四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条及び前二項の規定を適用する。

5
(略)

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「第九条第一項の貸付け」とあるのは、「第九条第一項の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二項に規定する連合会役員並びに同法第二百四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5
(略)

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）
（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>十六 削除</p> <p>十七 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五條第三項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十八 一三八 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八條 （略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 一三八 （略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>十六 独立行政法人雇用・能力開発機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十一条第一項第一号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十七 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十一条第一項第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十八 一三八 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八條 （略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一 一三八 （略）</p>

十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3
3
10
(略)

二十
20
44
(略)

十九 独立行政法人雇用・能力開発機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3
3
10
(略)

二十
20
44
(略)

十九の二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十一条第一項第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）
（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇十二（略） 十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。） 十四〇二十一（略） 三〇八（略） 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇十（略） 十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。） 十二〇十九（略）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇十二（略） 十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。） 十四〇二十一（略） 三〇八（略） 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇十（略） 十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。） 十二〇十九（略）</p>

2
～
5

(略)

2
～
5

(略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）
（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （組合員に係る福祉増進事業） 第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 組合員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の政令で定める要件を満たす者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業</p> <p>二 前号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業</p> <p>2 2 4 （略）</p>	<p>附則 （組合員に係る福祉増進事業） 第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 組合員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業</p> <p>二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業</p> <p>三 前二号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業</p> <p>2 2 4 （略）</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）
 （附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条（略） 2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>第十九条（略） 2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。</p>

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）
（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>6 （略）</p>

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）
（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （組合等が行う事業の特例） 第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の政令で定める要件を満たす者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業</p> <p>二 前号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業</p> <p>25（略）</p>	<p>附則 （組合等が行う事業の特例） 第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業</p> <p>二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業</p> <p>三 前二号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業</p> <p>25（略）</p>

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）
（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るも</p>

勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

の支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

○雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）
 （附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（連絡及び協力） 第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（連絡及び協力） 第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>

○勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）
（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職業訓練に関する啓もう宣伝等） 第十一条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（職業訓練に関する啓もう宣伝等） 第十一条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）
（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条（略）</p> <p>2 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）
 （附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職業訓練の実施等） 第十七条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間労働者及び短時間労働者にならうとする者がその職業能力の開發及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者にならうとする者その他関係者に対して職業能力の開發及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>	<p>（職業訓練の実施等） 第十七条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、短時間労働者及び短時間労働者にならうとする者がその職業能力の開發及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者にならうとする者その他関係者に対して職業能力の開發及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）
（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	<p>中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十条第一項（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書</p>	(略)	<p>文書名</p>
(略)	<p>同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関</p>	(略)	<p>作成者</p>
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	<p>中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）の退職金共済手帳又は同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書</p>	(略)	<p>文書名</p>
(略)	<p>同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関</p>	(略)	<p>作成者</p>

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）
（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	七十 厚生 労働省	(略)	提供を受け る国の機 関 又は法人
(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事務
(略)	七十 厚生 労働省又は 独立行政 法人雇用・ 能力開 発機構	(略)	提供を受け る国の機 関 又は法人
(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事務

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）
（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>別表第一（第二条関係） 一〇十三（略） 十四 削除 十五〇二十の四（略） 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七 十八条の規定に限る。） 二十の六〇三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一〇十三（略） 十四 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百 七十号） 十五〇二十の四（略） 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七 十八条及び第八十一条の規定に限る。） 二十の六〇三十三（略）</p>

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）
（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（第四十九条第二項及び第三項において「機構」という。）は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事業主等に対する援助等） 第四十九条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事業主等に対する援助等） 第四十九条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）
（附則第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失業の認定） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設のうち職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（雇用安定事業） 第六十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。</p>	<p>（失業の認定） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設のうち職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（雇用安定事業） 第六十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に</p>

(能力開発事業)
第六十三条 (略)

2 (略)

3 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

行わせるものとする。

(能力開発事業)
第六十三条 (略)

2 (略)

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）
（附則第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（次号において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（費用）</p> <p>第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条</p>	<p>（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）</u>及びこれに基づく命令で定めるところにより、<u>前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</u></p> <p>（費用）</p> <p>第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条</p>

各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（地域雇用開発計画） 第五条（略） 2 地域雇用開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三（略） 四 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項（当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。） 五（略） 3 8（略）</p> <p>（地域雇用開発のための助成及び援助） 第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援</p>	<p>（地域雇用開発計画） 第五条（略） 2 地域雇用開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 三（略） 四 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項（当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条第一項の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。） 五（略） 3 8（略）</p> <p>（地域雇用開発のための助成及び援助） 第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援</p>

助を行うものとする。

(職業訓練の実施)

第八条 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2 (略)

(協力)

第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員となろうとする者に関する特例)

第十八条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条(第十一条において準用する場合を含む。)中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」

助を行うものとする。

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(職業訓練の実施)

第八条 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2 (略)

(協力)

第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員となろうとする者に関する特例)

第十八条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条(第十一条において準用する場合を含む。)中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、都道府県

2 (略)、都道府県及び市町村」とする。

2 及び市町村」とする。
(略)

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（抄）（附則第三十七条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条（略）</p> <p>附 則 （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例に係る措置） 第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号の規定により同号に規定する宿舎（以下「既設宿舎等」という。）の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舎等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十二年法律第 号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条（略）</p> <p>2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</p> <p>附 則 （独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る措置） 第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二号の規定により同号に規定する宿舎（以下「既設宿舎等」という。）の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舎等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。</p>

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）
（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八十一条 削除</p> <p>附 則</p> <p>（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例）</p> <p>第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第五条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。</p>	<p>（独立行政法人雇用・能力開発機構による援護業務）</p> <p>第八十一条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行うこと。</p> <p>二 沖縄の失業者に対して生活の指導を行うこと。</p> <p>三 前二号に附帯する業務を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行うこと。</p> <p>附 則</p> <p>（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例）</p> <p>第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第一項第二号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。</p>

○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）
（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略） 2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。 一・二（略） 三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十二条第二項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。 四（略）</p> <p>附則 （業務の特例等） 第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一～五（略） 六 中小企業退職金共済法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七十二条第二項の規定による委託に基づき、同法附則第二条第一項第二号及び第四号の業務（次に掲げる業務に限る。）を行うこと。 イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十二年法律第 号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号。ロにおいて「旧雇用・能力開発機構法」という。）附則第四条第一項第四号に掲げる業務に係る債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略） 2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。 一・二（略） 三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。 四（略）</p> <p>附則 （業務の特例等） 第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一～五（略） 六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。 イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。</p>

2
～
16
(略)

ロ 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

2
～
16
(略)

ロ 号の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号の業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条（略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条第三項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十七条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>リ （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>ハ 〰チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則 （労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例） 第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第十九条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十七条第三項及び」とあるのは、「第十七条第三</p>	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条（略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>リ （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>ハ 〰チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則 （労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例） 第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第四項、第七項又は第八項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「及び」とあるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規</p>

項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

定」とあるのは「第十四条第三項並びに同法附則第四条第四項、第七項及び第八項の規定」とする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（抄）
（附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 政府は、<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法</u>（平成十四年法律第六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u>に行わせるものとする。</p>	<p>附 則 （雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法</u>（平成十四年法律第七十号）及び<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法</u>（平成十四年法律第六十五号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>及び<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構</u>に行わせるものとする。</p>

○雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号）（抄）
（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （地域雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地域に係る経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法（以下「旧地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画（以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。）及び当該同意地域雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域であつた地域（以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。）については、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画をこの法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法（以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第一項に規定する地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。）と、当該同意雇用機会増大促進地域を新地域雇用開発促進法第七条に規定する同意雇用開発促進地域とみなして、同条の規定を適用する。ただし、施行日後において都道府県が同意雇用機会増大促進地域の区域の全部又は一部を区域とする地域雇用開発計画を策定し、新地域雇用開発促進法第五条第四項の規定による同意を得た場合における当該同意地域雇用機会増大計画及び当該同意雇用機会増大促進地域については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により同意地域雇用機会増大計画及び同意雇用機会</p>	<p>附 則 （地域雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地域に係る経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法（以下「旧地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画（以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。）及び当該同意地域雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域であつた地域（以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。）については、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画をこの法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法（以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。）第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第一項に規定する地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。）と、当該同意雇用機会増大促進地域を新地域雇用開発促進法第七条に規定する同意雇用開発促進地域とみなして、同項の規定を適用する。ただし、施行日後において都道府県が同意雇用機会増大促進地域の区域の全部又は一部を区域とする地域雇用開発計画を策定し、新地域雇用開発促進法第五条第四項の規定による同意を得た場合における当該同意地域雇用機会増大計画及び当該同意雇用機会増大促進地域については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により同意地域雇用機会増大計画及び同意雇用機会</p>

増大促進地域に関して新地域雇用開発促進法第七條の規定を適用する場合においては、同條中「事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主」とあるのは「事業主」と、「雇用安定事業又は同法第六十三條の能力開発事業」とあるのは「雇用安定事業」と読み替えるものとする。

増大促進地域に関して新地域雇用開発促進法第七條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主」とあるのは「事業主」と、「雇用安定事業又は同法第六十三條の能力開発事業」とあるのは「雇用安定事業」と読み替えるものとする。